

水準測量実施要領

1 用語の定義

(1) 建物等

「建物等」とは、建物及びその敷地をいう。

(2) 計測点

「計測点」とは、建物等の計測箇所をいう。

2 計測点の選点

(1) 作業項目

作業項目	内容
選点準備	別業務において作成した建物等平面図を基に、建物等ごとに計測点候補箇所を選定する。
選点	<p>○ 予め選定した計測点候補箇所を現地にて確認し、計測点を決定する。</p> <p>○ 決定した計測点について、指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に写真撮影する。</p> <p>(ア) 調査番号、建物等番号及び建物等所有者の氏名</p> <p>(イ) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p>

(2) 計測点の選点を行う者

計測点の選点は、本特記仕様書7(2)別表のうち「地盤変動影響調査」の項目に該当する者が行うこと。

(3) 建物の計測点の選点

ア 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項第1号に基づき、全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握できる箇所を選定すること。

イ 原則、建物基礎の四隅(方向)を選点するが、建物の形状・規模等に応じて、建物四隅(方向)に加え、主要な出隅及び入隅並びに中間点も選定すること。(別図-1参照)

(4) 敷地の計測点の選点

ア 敷地全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握できる箇所を選定すること。

イ 敷地の計測点については、外構(コンクリート叩き、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物)を選定すること。

ウ 原則、敷地の四隅(方向)を選点するが、敷地の形状・規模等に応じて、敷地四隅(方向)に加え、中間点も選定すること。

3 水準測量観測

既設の水準点又は仮 BM を与点とし、直接水準測量により建物等の計測点の標高を定める。

既設の水準点又は仮 BM については、調査職員が別途指示する。

作業項目

作業項目	内容
作業計画	測量作業規程に基づき、測量作業着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を作成する。
観測	既設水準点又は仮 BM を与点とし、3級水準測量に準じた方法により建物等の計測点の標高を定める。
計算整理	測量作業規程に基づき計算整理を行う。

4 調査書等の作成

計測点の選点で撮影した写真及び水準測量の成果を用い、建物等1棟ごとに調査書を作成する。また、あわせて4点選点資料を作成する。

作業項目

作業項目	内容
調査書等 作成	調査書作成 ○調査書は建物等ごとに作成する。 ○家屋事前調査業務で作成した建物等平面図を用い、計測点を記載した測量結果図を作成し、調査書へ綴じる。 ○撮影番号、撮影対象箇所等の必要事項を記入した写真帳を作成し、調査書へ綴じる。 ○建物等の所有者、占有者、計測点名称、水準測量の結果を記入した測量結果調査書を作成し、調査書へ綴じる。
	4点選点資料 作成 ○建物の計測地点の中から4点を選定する図面を作成し、調査書へ綴じる。 ○4点の水準測量結果の標高を示した手交用図面を作成し、調査書へ綴じる。 ○4点で作られる線分(6本)における傾斜角算出資料を作成し、調査書へ綴じる。

以上